

岩山漆芸美術館について

平成 21 年 12 月 1 日

商工観光部・総務部

1 漆文化発信事業業務委託（ふるさと雇用再生特別基金事業）の前払金の返還について

漆文化発信事業業務委託（ふるさと雇用再生特別基金事業）の前払金の返還金については、平成 21 年 11 月 30 日までに支払うことを約束し、納付誓約書が提出されていた。

前払金の返還金の一部として、平成 21 年 11 月 24 日に 700,000 円の納入があったが、残りの 2,662,146 円については同月 30 日に全額納入された。

2 今後の対応について

建物の 8 月から 11 月までの未納の賃料の納付期限を、平成 21 年 12 月 28 日としていることから、その納付の確実な履行について引き続き求めていくこととする。

議員からの質問に対する行政側の返答（伊勢のメモです。正確ではない可能性があります）

- ふるさと雇用補助金の前払い金は、職員が複数で出向き文書を見せて相手の意向を確認してから決定している。結果として反省しなければならない点はあるが、市に責任があるとは思えない。現在、全館長は日本にいない。母国語が日本語ではないという問題がある。帰ってきたら話を聞く。
- 全館長の作品に仮差押えがあったという報道がされてから、もし、補助金の前払い金が返還されなかった場合の対応は十分協議したし、顧問弁護士とも相談した。
- 全館長の作品が一般的に流通しているわけではないので、作品の全容を把握することは困難。
- 花巻の弁護士から 19 日付けで「現在のところ、全館長にこういう債権がある」という趣旨の文書が送付されてきている。顧問弁護士に相談したところ「報告のようなもの」とのことだった。「市の方で何らかの債権保全をするならば、こちらでも何らかの法的手段をとらせていただくかもしれない」というもの。
- この報道があってから動いたわけではない。対個人と対法人（この場合、トレジャー社）は違う。トレジャー社に帰属するものなのか、全氏に帰属するものなのかは曖昧である。
- 旧橋本美術館を貸し出す際に、契約保証金（敷金）をもらわなくても良いと判断したのは、8 月に契約保証金が払えないので 9 月末まで伸ばして欲しいという申し入れがあったから。